

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）は、定款第4条第5項の事業を遂行するために、新潟県スポーツ少年団（以下「本団」という。）を設置する。

第2条 本団（Niigata Junior Sport Clubs Association. 略称 NJSA）は、県内の登録をした市町村スポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 本団は、市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目的

第3条 本団は、スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団活動の普及・指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の県内・県外及び国際交流事業の推進
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動に関する調査・研究
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 体力テストの実施及び普及
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第5条 本団は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本方針及び予算決算並びにその変更については、この法人の理事会の議決を得るものとする。

第4章 登録

第6条 本団への加入は、登録をもって行う。

- 2 登録に関しては、日本スポーツ少年団の定める登録規程及び登録規程施行細則による。
- 3 登録の認定を受けたものがスポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、総会の議決により登録を取り消すことができる。

第5章 役員

第7条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内

2 本部長、副本部長及び常任委員は就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。

第8条 常任委員は、各市町村スポーツ少年団がその本部長又はそれに準ずる者の中から1名を選出する。

第9条 本部長、副本部長は総会で選出し、この法人の会長が委嘱する。

2 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 本部長は、指導者協議会の役員を常任委員として委嘱することができる。

2 前項の他、本部長は学識経験者から若干名を常任委員に委嘱することができる。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第6章 会議

第12条 総会は、本部長、副本部長、常任委員をもって構成（以下「総会構成員」という。）し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

2 総会は毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 前項の他、総会構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第13条 総会は総会構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

2 総会構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の総会構成員に委任することができる。この場合、委任した総会構成員は出席したものとみなす。

3 市町村スポーツ少年団選出の常任委員については、その者が属する市町村スポーツ少年団の役職員に委任することができる。

4 専門部選出の常任委員については、その者が属する専門部の副本部長又は部員に委任することができる。

第14条 総会の議事は出席した総会構成員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第15条 本部長は、スポーツ少年団の発展に寄与し、連帯と情報交換を図るため、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催することができる。

第7章 専門部及び専門委員会

第16条 本団に事業の円滑な実施等に資するため、総会の議決を経て専門部（育成指導部及び競技別の専門部）及び専門委員会を置くことができる。

2 専門部及び専門委員会について必要な事項は、本部長が別に定める。

第8章 指導者協議会

第17条 本団に指導者の資質と指導力向上のため、指導者協議会を置くことができる。

2 指導者協議会について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第9章 会計

第18条 本団の会計はこの法人の定めるところにより処理する。

第10章 事務局

第19条 本団の事務は、この法人の事務局において処理する。

第11章 補則

第20条 この規程に定めるもののほか、本団の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第12章 本規程の変更

第21条 この規程は、総会において3分の2以上の同意を得た後、この法人の理事会の議決を得て変更することができる。

附 則

1 この規程は、昭和42年4月17日から施行する。

昭和52年4月1日改正

昭和53年3月22日改正

昭和63年3月29日改正

平成7年4月1日改正

2 この改正規程施行時において、既に旧規程により選出された本部員は常任委員、代議員は委員と読み替えるものとする。

平成10年3月24日改正

3 この改正規程施行後、最初に就任する役員の任期は、第11条第1項の規定に関わらず、最初の委員総会の日から平成23年3月31日までとする。

4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日改正

平成24年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成30年4月1日改正